



## 9 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもへの支援をご紹介します。詳しくは、下記にお問い合わせください。



### ■ 特別児童扶養手当（国）、在宅障がい児福祉手当（市）

障がいのある20歳未満のお子さんを家庭で養育している方に支給される手当です。

### ■ 障害児福祉手当

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。

### ■ 移動支援サービス利用費の助成

屋外での移動が困難な障がい児に対して、外出時に、ヘルパーによる移動支援サービスを利用した場合に要する費用の助成を行います。

### ■ 日中一時預かりサービス利用費の助成

障がい児を介護する家族が、施設において一時的（宿泊を伴わないもの）な障がい児の預かりサービスを利用した際に要する費用の助成を行います。

### ■ 自立支援医療（精神通院）の給付

精神疾患の通院医療を受けやすくするために、医療費が助成される制度です。

自己負担は、医療費の1割となります。

なお、世帯の市民税課税状況に応じて、上限額が設定されています。

### ■ 補装具費および日常生活用具の給付

身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするための各種用具の交付・修理を行います。

また、重度の身体障がい児に対して日常生活に必要なものを給付します。

### ■ 障がい児福祉サービス

療育に必要なお子さんに対して、日常生活や集団生活に必要な訓練を行う日中訓練、一時的に施設で過ごせる短期入所などがあります。

問合せ先

生活福祉課（地域福祉グループ）

TEL：82 - 2911（代表）

## ◎ 障がい児早期教育相談（サテライト）

### ■ 視覚障がい児早期教育相談

「見え方」に心配のある乳幼児（0歳から就学前まで）と、その保護者に対する個別相談。

[相談日] 第2・第4金曜日 ※事前予約制

[会場] 鹿嶋市まちづくり市民センター

問合せ先

茨城県立盲学校

TEL：029 - 221 - 3388

### ■ 聴覚障がい児早期教育相談

聴覚障害のある乳幼児（0歳から就学前まで）と、その保護者に対する聴こえや言葉の発達に関する個別相談。

[相談日] 第2・第4金曜日 ※事前予約制

[会場] 鹿嶋市教育センター

問合せ先

茨城県立聾学校

TEL：029 - 241 - 1018

